

中期目標・中期計画（法人提出）対照表

	中期目標	中期計画素案(令和4年度第3回会議時点)	中期計画（法人提出）
はじめに	<p>旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部は、学校法人旭川大学が有していた旭川大学及び旭川大学短期大学部を母体としており、いずれも半世紀を超える歴史の中で、本市のみならず、道北地域をはじめ道内に多くの人材を供給し続けるとともに、高等教育機関としての知見を地域や社会に還元してきたところである。</p> <p>しかし、北海道第2の都市である本市においては、高校卒業者が市外の大学へと進学する傾向が続いたことから、旭川大学及び旭川大学短期大学部は、学生確保が徐々に厳しくなり、大学運営にも影響が及んできている状況であった。</p> <p>こうした状況にある中、デザイン系の学部を有していた私立大学の撤退を機に、「公立ものづくり大学」設置についての署名が本市に提出され、平成25年度から公立大学の設置について検討を始めた。その後、平成28年に学校法人旭川大学から本市に対して、同法人を公立大学法人化することについて要望を受けたことから、旭川大学をベースとした設置の検討を進めてきた。その結果、令和5年4月に公立大学法人旭川市立大学を設置し、旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部を開学することとなった。</p> <p>本市は、学校法人旭川大学の「地域に根ざし、地域を拓き、地域に開かれた大学」という建学の理念を踏まえつつも、公立の高等教育機関を運営することに鑑み、その理念を「豊かな人間性と国際的な視野を有し自律した人材を育成する大学」、「創造と実践で時代を切り拓く大学」、「知の拠点として地域社会に貢献する大学」と発展させ、公立大学法人旭川市立大学がこの理念の下、これからの社会を支える実践的な能力を有する人材を育成するとともに、教育・研究を還元することにより、地域社会に貢献する大学としての存在感を高めていくことを目指すために、この中期目標を定める。</p>	<p><b>第1 中期目標を達成するための基本的な方針</b></p> <p>学校法人旭川大学の建学の理念「地域に根ざし、地域を拓き、地域に開かれた大学」を土台としつつ、公立大学法人旭川市立大学として策定された「豊かな人間性と国際的な視野を有し自律した人材を育成する大学、創造と実践で時代を切り拓く大学、知の拠点として地域社会に貢献する大学」とする新たな教育理念の下、中期計画を策定する。</p> <p>ここで掲げる中期計画は、公立大学法人としての役割と責任を果たすため、これからの社会を支える実践的能力を備えた人材育成を行うとともに、持続可能な社会の形成と、地域創生に向けた学問的知見を基盤とした地域社会への貢献を目的とする。この教育理念と目的を踏まえ、中期目標を達成するための具体的取組として、ここに中期計画を策定する。</p>	<p><b>第1 中期目標を達成するための基本的な方針</b></p> <p>学校法人旭川大学の建学の理念「地域に根ざし、地域を拓き、地域に開かれた大学」を土台としつつ、公立大学法人旭川市立大学として策定された「豊かな人間性と国際的な視野を有し自律した人材を育成する大学、創造と実践で時代を切り拓く大学、知の拠点として地域社会に貢献する大学」とする新たな教育理念の下、中期計画を策定する。</p> <p>ここで掲げる中期計画は、公立大学法人としての役割と責任を果たすため、これからの社会を支える実践的能力を備えた人材育成を行うとともに、持続可能な社会の形成と、地域創生に向けた学問的知見を基盤とした地域社会への貢献を目的とする。この教育理念と目的を踏まえ、中期目標を達成するための具体的取組として、ここに中期計画を策定する。</p>
1 中期目標の期間等	<p>(1)中期目標の期間 令和5年4月1日から令和11年3月31日まで（2023年4月1日から2029年3月31日まで）の6年間とする。</p> <p>(2)教育研究上の基本組織 旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部に、次に掲げる教育研究上の基本組織を置く。</p> <p>ア 旭川市立大学 学部 経済学部 保健福祉学部 研究科 地域政策研究科</p> <p>イ 旭川市立大学短期大学部 学科 食物栄養学科 幼児教育学科</p> <p>なお、本中期目標の期間中に旭川市立大学に新学部を設置することを目指す。</p>	<p><b>第2 中期計画の期間</b> 中期計画の期間は、令和5年4月1日から令和11年3月31日までの6年間とする。</p> <p><b>第3 教育研究上の基本組織</b> 中期計画を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。</p> <p>ア 旭川市立大学 学部 経済学部経営経済学科 保健福祉学部コミュニティ福祉学科 保健福祉学部保健看護学科 研究科 地域政策研究科地域政策専攻</p> <p>イ 旭川市立大学短期大学部 学科 食物栄養学科 幼児教育学科</p>	<p><b>第2 中期計画の期間</b> 中期計画の期間は、令和5年4月1日から令和11年3月31日までの6年間とする。</p> <p><b>第3 教育研究上の基本組織</b> 中期計画を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。</p> <p>ア 旭川市立大学 学部 経済学部 保健福祉学部 研究科 地域政策研究科</p> <p>イ 旭川市立大学短期大学部 学科 食物栄養学科 幼児教育学科</p> <p>なお、市立大学の理念に基づいて、新学部の設置に向けた検討を開始する。また、既存の教育研究組織の見直しについては、当該組織の長のリーダーシップの下で自主的・自律的に検討することを原則とし、自己点検・評価の結果及び第三者評価委員会の評価結果並びに大学運営会議からの要請等に基づいて行う。</p>

	中期目標	中期計画素案(令和4年度第3回会議時点)	中期計画(法人提出)
2 教育等に関する目標	<p>(1)学生の受入れに関する目標 教育の特長や求める学生像について、本市をはじめとして広く周知することで、学ぶ意欲をもった学生の確保に努めるとともに、資格取得等の様々な目的をもった社会人や留学生等、多様な人材の受入れを推進する。</p>	<p><b>第4 教育等に関する目標を達成するための措置</b>  <b>(1) 学生の受入れに関する目標を達成するための措置</b>  <b>&lt;学部・短期大学部・大学院共通&gt;</b>            1) 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を明確に定め、入学案内(パンフレット)及びウェブサイト(HP)上に掲載し周知の徹底を図る。            2) 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿った入学者選抜を実施する。            3) 多様な学生を受け入れるため、留学生や社会人を対象に特別選抜を実施する。  <b>&lt;学部・短期大学部共通&gt;</b>            1) 地域からの入学機会を確保するため、学校推薦型選抜において地域型選抜を実施する。            2) 高大連携プログラムを活用し、地域枠対象高校に対して特別講座を実施する。            ※学生の受入れに関する措置については、令和5年度の入試結果により目標達成度について総括し、必要に応じ入学者選抜方法の見直しを行うとともに、将来の入学対象学生数減少を見据えた魅力ある教育改革と周知方法を検討する。</p>	<p><b>第4 教育等に関する目標を達成するための措置</b>  <b>(1) 学生の受入れに関する目標を達成するための措置</b>  <b>&lt;学部・短期大学部・大学院共通&gt;</b>            1) アドミッション・ポリシーを周知するため、本市地域をはじめ、北海道内外へ広く効果的な広報活動及び学生募集活動を実施する。            2) アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を実施する。            3) 多様な学生を受け入れるため、留学生や社会人を対象に特別選抜を実施する。            4) 国の入試制度改革に合わせ、本学の入試制度の見直しを行う。            5) 留学生受け入れ強化策として、英語版ホームページの導入を検討する。  <b>【指標】</b>  <b>・入学定員充足率100%を確保</b>  <b>&lt;短期大学部&gt;</b>            アドミッション・ポリシーに対する認識の保持と、入学後資格取得のための学修に対する理解と意欲向上のために、入学前教育(プレカレッジプログラム)を継続して実施する。</p>
	<p>(2)学生及び卒業生への支援に関する目標 全ての学生が安心して大学生生活を送ることができるよう就学支援、進路相談等の教職員による相談体制を整えるとともに、幅広い分野における企業でのインターンシップの拡充によりキャリア支援の充実を図る。 また、同窓会、後援会等との連携を強化し、学生及び卒業生に対する幅広い支援体制の構築を図る。</p>	<p><b>(2) 学生及び卒業生への支援に関する目標を達成するための措置</b>  <b>&lt;学部・短期大学部共通&gt;</b>            1) 企業研究や就職意識を高めるため、学内合同企業説明会を年間通じて定期開催とする。            2) 学生のインターンシップ又はボランティア活動を促進し、就業体験を通じたキャリア教育の充実を図る。            3) オンライン面接にも対応できるよう機材等を整備し、面接指導の徹底を図る。            4) 日本学生支援機構の修学支援制度を含め、奨学金・貸付金制度全般について広く周知(冊子及びHPへの掲載)する。            5) 厳しい経済状況にある学生が学業に専念できるよう、国や自治体等が行う高等教育の修学支援新制度を活用する。            6) 同窓会及び後援会との連携を強化し、学生を経済的な側面から支える体制を整備するとともに、卒業生との幅広い支援体制の構築を目指す。            7) 学生相談室並びに保健室を充実させ、メンタルヘルスを中心とした学生相談室体制の整備と、学生を健康面から支える保健室機能の体制整備を進める。  <b>&lt;経済学部&gt;</b>            キャリア教育の一環としてゼミナール発表会を開催し、参加者(経営者及び行政・教育関係者)より評価を受けることで、キャリア形成の充実を図る。  <b>&lt;保健福祉学部&gt;</b>            国家試験受験対策として、各試験の対策講座を継続して実施する。  <b>&lt;短期大学部&gt;</b>            就活のルールやマナー、就職時に必要となる労働条件等に関するキャリアセミナーを開催する。            ※学生及び卒業生への支援に関する措置については、令和5年度に実施する学生満足度調査結果を踏まえ、中期計画の必要な見直しと改善策を講ずる。</p>	<p><b>(2) 学生及び卒業生への支援に関する目標を達成するための措置</b>  <b>&lt;学部・短期大学部共通&gt;</b>            1) 企業研究や就職意識を高めるため、学内合同企業説明会を年間通じて開催する。            2) 学生のインターンシップ又はボランティア活動を促進し、就業体験を通じたキャリア教育を充実させる。            3) オンライン面接にも対応できるよう機材等を整備し、面接指導の徹底を図る。            4) 卒業生及び就職先へのアンケートを年1回実施し、キャリア支援に活用する。            5) 厳しい経済状況にある学生が学業に専念できるよう、国や自治体等が行う高等教育の修学支援制度を活用するとともに、奨学金・貸付金制度全般について広く周知する。            6) 休・退学を予防するため、合理的な配慮を要する学生への支援を含め、学修・学生生活の充実に向けた支援体制を構築する。            7) 同窓会及び後援会との連携を強化し、学生を経済的な側面から支える体制を整備するとともに、卒業生との幅広い支援体制を構築する。            8) 学生相談室並びに保健室を充実させ、メンタルヘルスを中心とした学生相談室体制と、学生を健康面から支える保健室体制を整備する。            9) 保健室に常駐のスタッフを配置する。  <b>【指標】</b>  <b>・合同企業説明会の開催目標：年間7回以上</b>  <b>・就職率(就職者数/就職希望者数)の目標値：100%</b>  <b>・学生満足度調査(肯定的評価の回答率)の目標値：80%以上(5段階評価の上位2つ)</b>  <b>&lt;経済学部&gt;</b>            キャリア教育の一環としてゼミナール活動発表会を開催し、参加者(経営者及び行政・教育関係者)から評価を受けることで、キャリア形成の充実を図る。  <b>&lt;保健福祉学部コミュニティ福祉学科&gt;</b>            年次別キャリア講座、国家試験ガイダンス、国家試験対策模擬試験を継続実施する。  <b>【指標】</b>  <b>・国家試験合格率：前年度の実績及び4年制大学(現役)平均合格率以上</b>  <b>・旭川市内及び近隣町への就職率：60%以上</b>  <b>&lt;保健福祉学部保健看護学科&gt;</b>            国家試験受験対策として、各試験の対策講座を継続実施する。  <b>【指標】</b>  <b>・国家試験講座の出席率の目標値：平均60%以上</b>  <b>・看護師国家試験合格者については全国平均以上の合格率を目指す。</b>  <b>&lt;短期大学部&gt;</b>            1) 実践的な就職対策講座を実施する。            2) 社会人基礎力を養うためのジェネリックスキルテストを複数回実施し、社会人基礎力の向上(達成)度を測定する。            3) 卒業生のキャリアアップのためのリカレント教育を充実させる。  <b>【指標】</b>  <b>・卒業生の管理栄養士国家試験合格者数：10人以上</b>  <b>・3年後離職率：40%以下(短大生全国平均42%)</b></p>

中期目標	中期計画素案(令和4年度第3回会議時点)	中期計画(法人提出)
(3)教育に関する目標	<p>(3) 教育に関する目標を達成するための措置            &lt;学部、短期大学部、大学院共通&gt;            1) 教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に定め、講義概要(シラバス)及びウェブサイト(HP)上に掲載し周知の徹底を図る。            2) 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に定め、講義概要(シラバス)及びウェブサイト(HP)上に掲載し周知の徹底を図る。            3) カリキュラム・マップ(授業科目と学位授与方針の相関関係表)、カリキュラム・ツリー(授業科目の体系性・系統性・履修順序配当年次図)、ナンバリング(授業科目を分類化)を明確に定め、講義概要(シラバス)及びウェブサイト(HP)上に掲載し、学生へ周知することでカリキュラムの計画的な履修促進を図る。</p>	<p>(3) 教育に関する目標を達成するための措置            &lt;学部、短期大学部、大学院共通&gt;            1) カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを明確に定め、シラバス及びホームページに掲載し周知を徹底する。            2) カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、ナンバリングを明確に定め、シラバス及びホームページに掲載し、学生へ周知することでカリキュラムの計画的な履修を促進する。</p>
<p>(ア)学士課程            広範な基礎的知識と専門分野における実践的スキルを修得するとともに、地域活動や現場での実習等によりコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力などの社会人基礎力を高め、広く社会で活躍できる人材を育成する。あわせて、国家資格の取得率向上や各種資格取得の促進を図るとともに、語学教育などに力を注ぎ国際的な視野も兼ね備えた人材の育成を目指す。</p>	<p>&lt;経済学部&gt;            1) 基礎教育効果を高めるため1年生を対象に英語能力判定テストを実施する。            2) 国内提携大学との交流(単位互換、学生交換等)を推進する。            3) 留学生に対する日本語教育科目を開講し、日本語能力検定受験の推進を図る。            4) 1年ゼミナールにおいて、アカデミックリーディング・ライティング力の養成を図る。            5) 新学部設置以降のカリキュラム編成、講義形式、学部組織の検討を進める。</p> <p>&lt;保健福祉学部&gt;            ジェネリックスキルテストを実施し、ポートフォリオを併用して学生の学修過程とプロセスを評価する。</p> <p>&lt;保健福祉学部コミュニティ福祉学科&gt;            1) 社会福祉士及び精神保健福祉士の指定規則改正に合わせたカリキュラム改正を行い、ソーシャルワーク専門職者として実践能力のある社会福祉士、精神保健福祉士を養成する。            2) 介護福祉士養成課程を令和5年度に開設し、地域福祉の中核を担う介護福祉士を養成する。</p> <p>&lt;保健福祉学部保健看護学科&gt;            保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に合わせた新カリキュラムを導入し、地域医療を支える専門職者として実践能力のある看護師、保健師を養成する。</p>	<p>&lt;経済学部&gt;            1) 基礎教育効果を高めるため1年生を対象に英語能力判定テストを継続する。            2) 国内提携大学との交流(単位互換、学生交換等)を推進する。            3) 留学生に対する日本語教育科目を開講し、日本語能力検定受験の推進を図る。            4) 1年ゼミナールにおいて、アカデミックリーディング・ライティング力の養成を図る。</p> <p>&lt;保健福祉学部&gt;            ジェネリックスキルテストを継続し、学修ポートフォリオを併用して学生の学修過程とプロセスを評価する。</p> <p>&lt;保健福祉学部コミュニティ福祉学科&gt;            1) 社会福祉士及び精神保健福祉士の指定規則改正に合わせたカリキュラム改正により、ソーシャルワーク専門職者として実践能力のある社会福祉士、精神保健福祉士を養成する。            2) 介護福祉士養成課程を令和5年度に開設し、地域福祉の中核を担う介護福祉士を養成する。</p> <p>&lt;保健福祉学部保健看護学科&gt;            1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に合わせたカリキュラムにより、地域医療を支える専門職者として実践能力のある看護師、保健師を養成する。            2) 個人面談や臨床実習時に実践活用している学修ポートフォリオを継続実施し、振り返りを適時学生の評価も踏まえながら行い、学生個人への学修支援を継続する。</p>
<p>(イ)修士課程            高度で広範な知見を有することで、社会変動を敏速に察知し、地域に及ぼす影響や地域の動向を深く洞察し、地域課題の解決のみならず、地域政策を提案し地域社会を牽引する人材の育成を目指す。</p>		<p>&lt;大学院&gt;            1) 少子高齢化など地域社会が直面する諸課題を解決し、大学院における研究指導体制の充実を図るため、看護・福祉分野の科目増設の検討を進める。            2) 人口減少社会における地域経済の振興、高齢者福祉・看護などの社会保障政策に関する修士論文指導を行う等、更なる研究指導体制の充実に取り組む。            3) 地域社会で活躍する実務家に対し、実務分野の高度かつ体系的な理解を深められるよう研究指導体制の充実を図る。            4) 本学の理念と経済のグローバル化を踏まえ、国際的視野を持った研究テーマ(例えば、国際経済学や開発経済学など)に関する研究指導体制の強化を図る。</p>
<p>(ウ)短期大学士課程            食、教育、福祉の分野において専門的に対応できる知識、技術及び資格を身に付け、地域の要請に応えるとともに、他者に寄り添うことのできる豊かな人間性をもった人材の育成を目指す。</p>	<p>&lt;短期大学部&gt;            1) 短大生活をスタートさせる上での心構えを醸成するためにプレカレッジプログラム(入学前教育)を継続して実施する。            2) 導入教育の一環として新入生研修会を継続して実施する。            3) 各演習活動を活発化させるため、全学教育活動発表報告会に積極的に参加する。            4) 社会人基礎力を養うためのジェネリックスキルテスト(PROGテスト)を在学期間中に2回(入学時と卒業時)実施し、社会人基礎力の向上(達成)度を測定する。            5) 公益財団法人日本パラスポーツ協会が認定する「初級障がい者スポーツ指導員」の資格取得を導入する。</p> <p>&lt;短期大学部食物栄養学科&gt;            高齢者への食支援に繋げるために、栄養士養成において「介護福祉士実務者研修」を実施する。</p> <p>&lt;短期大学部幼児教育学科&gt;            一般財団法人全国大学実務教育協会が認定する「こども音楽療育士」の資格取得を導入する。            ※教育に関する措置については、毎年度実施する自己点検・評価結果を踏まえ、また、地域からの評価を踏まえて必要な改善と見直しを行う。</p>	<p>&lt;短期大学部&gt;            1) 食、教育、福祉分野において求められる高度な専門性を身につけ、豊かな人間性を涵養することを目的とした、教育効果を高めるためのカリキュラムの検討を実施し、それに基づいて共通教養科目や専門科目の再編成や体系的な配置を段階的に行う。            2) 新たな資格(初級パラスポーツ指導員、こども音楽療育士)取得課程の導入により、基礎資格(栄養士資格、保育士資格、幼稚園教諭免許)取得課程における専門的学修を深化させる。            3) 学修成果の可視化を継続的に実施し、学生が自らの学修に資するとともに、カリキュラムのあり方に関する検討に反映させる。</p>

	中期目標	中期計画素案(令和4年度第3回会議時点)	中期計画(法人提出)
3 研究に関する目標	地域課題の発見・解決に資する研究を推進し、地域社会に還元するとともに、多様な研究テーマの発掘、科学研究費助成事業等の競争的外部資金の獲得に取り組み、研究活動の向上を目指す。	<b>第5 研究に関する目標を達成するための措置</b> (1) 地域連携センターの設置 地域連携センターの主要業務の一つを研究支援とし、科学研究費を含む競争的資金の研究支援、協同・委託研究、助成等の産学官連携による研究支援を強化する。 (2) 「地域協働型研究」の実践 個々の教員の自発的な研究に止めることなく、学内外との共同研究並びに委託研究事業の受入れを強化し、本学の特色である「地域協働型研究」の実践を積み重ね、代表的実践例とその理論的背景を地域連携センター年報に取りまとめ、広く一般に公開する。 ※研究に関する目標を達成するための措置について、令和5年度及び6年度を事務組織改革の柱である「地域研究所」から「地域連携センター」への業務転換期間と位置づけ、地域連携センターがおこなう、教員に対する研究支援の強化を図る。	<b>第5 研究に関する目標を達成するための措置</b> 1) 大学と地域を結びエゾン機能を一層強化し、地域の課題解決や活性化に寄与する研究を推進するため、地域研究所を廃止し、令和5年度に地域連携・研究支援センターを設置する。 2) 地域連携・研究支援センターにおいて、教員の教育研究成果を一元管理し、外部資金獲得に向けた支援を強化する。 3) 教育と地域貢献の基礎となる研究力を強化するため、外部資金の獲得を促進し、研究活動を充実させるとともに、研究成果の学会発表等を支援し、発信の機会を増やす。 4) 外部研究資金の情報を積極的に収集し、外部研究資金への応募(申請)や採択に繋がるよう促進する。 5) 教育研究成果について、研究者データベース(研究者総覧)の構築と利用促進に努めるとともに、ホームページ、広報誌、大学・短期大学紀要等で積極的に発信する。 <b>【指標】</b> ・科学研究費助成事業等の競争的外部資金申請件数：前年度以上 ・科研費、競争的資金研修会参加率：100%
4 地域貢献に関する目標	幅広く市民等を対象とした生涯学習の場の提供をはじめ、教育、国際交流、地域産業等の様々な分野における地域のニーズに応じた活動を行うとともに、地域で活躍している職業人のスキル向上のための公開講座等を開設する。 また、各種団体、企業等と連携して様々な分野における地域課題の解決に向けた取組を行い、地域の発展に寄与するとともに、学生がインターンシップなどを通じて地域の産業や教育・福祉の現場を知る機会を増やし、さらに、学生が地域企業等との交流などを通じて地域の魅力に触れる機会を設けることにより、地域への定着の推進を図る。 あわせて、高大連携の推進により、高校生等が高等教育に触れる機会を増やし、地域の学修意欲の向上に寄与する。	<b>第6 地域貢献に関する目標を達成するための措置</b> ＜学部・短期大学部・大学院共通＞ 1) 旭川市立大学地域連携センターが中心となり、大学と行政、産業、文化団体等が連携し、地域の活性化に向けた協働事業を推進する。 2) 旭川市立大学地域連携センターが主導し、本学の教育研究成果を地域へ発信するため、また、地域の課題発見・解決を図るための公開講座(AEL事業)を積極的に開催する。 3) 高大連携強化の一環として、また、生涯学習を希望する社会人及びシルバー世代の学習機会場の場として、「高校生と生涯学習のための出張講義メニュー」を刊行し、高校からの開催要望と地域からの期待に応える。 4) ゼミナール教育活動を通して、地域の要請に応える教育研究活動をより一層進め、その成果を全学ゼミナール教育活動発表報告会に結実させ、HP等において公開する。 5) 大学の知的資源の一つである図書館を一般開放し、地域の学習意欲向上に応える。 6) 他の高等教育機関との連携(ウェルビーイングコンソーシアムへの参画)を継続する。  ＜短期大学部＞ 1) 卒業生を中心に、現場で働く社会人を対象とした「スキルアップセミナー」を開催する。 2) 本学卒業生を中心に、受験資格取得者を対象とした「管理栄養士国家試験対策講座」を継続して実施する。 ※地域貢献に関する措置については、各年度の開催実績等を総括し、次年度に向けて必要な改善と継続的な実施を行う。	<b>第6 地域貢献に関する目標を達成するための措置</b> ＜学部・短期大学部・大学院共通＞ 1) 大学と地域を結びエゾン機能を一層強化するため、地域研究所を廃止し、新たに地域連携・研究支援センターを令和5年度に設置する。 2) 自治体、企業等と連携し、地域の活性化に向けた事業や地域ニーズ(課題)に応じた研究を推進する。研究成果はその発表会を通じ、地域社会に分かりやすく発信し、研究成果の活用を促進する。 3) 社会・地域連携に関する情報発信機能を充実させるため、ホームページ活用の一層の推進を図るとともに、本学における教員及び教育研究活動については、それらのデータベース化を進め、その公開・供用により、地域社会、産業界等との交流の促進を図る。 4) 地域ニーズに対応した栄養士、保育士、幼稚園教諭、看護師、社会福祉担当職員等のリカレント教育を実施する。 5) 高大連携事業は高校生を対象としたプログラムを充実させるとともに、新たに小・中学校を対象とした連携プログラムを企画・実施し、人材育成に寄与する。また、一般市民向けの生涯学習の場としての講座を継続して開催する。 6) 大学図書館は、一般市民に開放するとともに、企画展の実施など、保有する情報資源を活用して、社会・地域連携に積極的に取り組む。 <b>【指標】</b> ・「研究会・公開講座(AEL講座)・シンポジウム」の組合せでの開催目標：年2回以上 ・高校出張講義開催目標：年30講義以上 ・生涯学習講座実施目標：公民館事業/年43講座以上(2018～22年実績：平均43講座) ・図書館利用者数(学外)：800名(登録者200名) ・共同研究、委託研究事業件数：年間5件以上  ＜大学院＞ 修士論文の作成及び修士課程の修了を通じて、国家資格を有する高度な人材(税理士、教職の専修免許状取得者など)を輩出し、地域社会の発展に貢献する。
5 国際交流に関する目標	連携協定等を締結している大学との国際交流を積極的に推進することで、学生の国際的な視野を養うとともに、学生の海外留学や海外研修の派遣先などを拡充することで、より多様な交流が行える環境を整える。	<b>第7 国際交流に関する目標を達成するための措置</b> 1) 公立大学法人への設置者変更、旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部への名称変更に伴い、既存の海外連携協定大学と再度連携協定の締結を行い、協定大学との国際交流を再開する。 ＜海外の連携大学＞ 水原大学校(韓国)・水原科学大学(韓国)・水原女子大学(韓国)・銘伝大学(台湾)・ハロン大学(ベトナム)・ドンバック大学(ベトナム)・スワンスンター・ラチャバット大学(タイ)・浙江工商大学(中国)・ウェプスター大学(アメリカ)・モナシュ大学(オーストラリア) 2) 留学生支援体制(国際交流委員による留学生への個別面談、ゼミナール担当教員・国際交流委員・学生支援課職員間の連携)の充実を図る。 3) 経済状況が厳しい留学生に対し、奨学金募集情報の提供強化を図る。 4) 留学生の日本語能力のレベルアップ支援として、各種スピーチコンテストへの参加を積極的に応援する。 ※国際交流に関する措置については、令和5年度及び6年度で、全ての海外連携大学と協定についての内容確認と再締結を完了する。	<b>第7 国際交流に関する目標を達成するための措置</b> 1) 連携協定を締結している大学との留学生双方向交流の拡大、教育研究上の交流拡大等、国際交流の活性化を図る。 2) オンライン授業やウェブ会議の導入等、国際交流の拡大に向けた環境整備についての検討を行う。 3) 日本人学生と留学生、留学生と地域社会との交流事業を支援する。 <b>【指標】</b> ・海外協定大学である水原大学校との学術文化交流会を令和6年度より再開する。 ・海外協定大学であるハロン大学との学生交換留学を令和6年度より開始する。

	中期目標	中期計画素案(令和4年度第3回会議時点)	中期計画(法人提出)
6 業務運営の改善及び効率化に関する目標	(1)運営体制の改善に関する目標 経営部門の責任者である理事長と教学部門の責任者である学長の主導の下、内部統制を整備、強化し、教職員の経営意識の醸成を図りながら効率的な経営を行い、社会に信頼される安定した大学運営の確立を目指す。	<b>第8 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</b> (1) 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 1) 責任ある運営体制の構築 学長がリーダーシップを適切に発揮するため、各部局等(大学の各学部・学科、短大、大学院、各種委員会、法人事務局等)が自らの責任と任務を自覚しつつ、部局内部の意思決定を行うことができる運営体制を構築する。 ※運営体制の改善に関する措置について、各年度において、各部局等が適切にその責任と自覚ある運営が出来ていたかを検証し、次年度に向けて必要な体制改善を行う。	<b>第8 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</b> (1) 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 1) 理事長及び学長の迅速な意思決定と円滑な業務執行を確保するとともに、理事会、経営審議会及び教育研究審議会における効率的・機動的な審議に資するために、学内措置により設置する「大学運営会議」を機能させる。 2) 学部長等のリーダーシップの下、全学的な運営方針を踏まえつつ、自律的な教育研究活動の改善や学部等の運営を行うための体制整備を進める。
	(2)事務等の効率化及び合理化に関する目標 事務処理等の省力化、職員の事務処理能力向上の取組等を推進し、大学運営に関する事務等の効率化・合理化を図る。	(2) 事務等の効率化及び合理化に関する目標を達成するための措置 1) 機能的な事務組織の構築 ① 事務組織改革を実施(令和5年度)し、事務の効率化と合理化に取り組む。 ② 事務組織改革(令和6年度以降)において、外部委託の活用を検討する。 ③ 事務組織改革後の業務マニュアルを令和6年度までに新たに作成する。 ④ 事務機能の情報(デジタル)化を推進し、業務の効率化を図る。 ⑤ 健全で効率的な大学運営をエビデンスに基づいて行うために、IR活動を推進させる。 ※事務等の効率化及び合理化に関する措置については、各年度実施の事務組織改革の検証結果を踏まえ、必要な対策を次年度以降講じることとする。	(2) 事務等の効率化及び合理化に関する目標を達成するための措置 1) 公立大学法人化に伴う業務や本学が戦略的に推進すべき業務について、事務局組織が適切に担いよう事務局組織の再編を行うとともに、事務機能の情報化(デジタル化)を推進する。 2) 公立大学法人移行後における事務等の効率化・合理化に向けて、外部委託の検討や、経理、人事等の業務処理の電子化を一層進める。 3) 教職協働に向けて、教育研究活動の支援、事務等の効率化・合理化に資する知識、技能の修得・向上を目的にFD・SD等を推進する。
	(3)人事制度に関する目標 大学運営の質の向上を図るため、教職員の任用、評価、給与等の人事制度の整備と改善を行う。また、教職員の定年延長など社会の変化に応じた働き方について検討を進める。	(3) 人事制度に関する目標を達成するための措置 1)雇用条件等の検討 教職員人事に関する諸規程の適切な見直しを行い、教職員の定年延長など、社会の変化に対応した働き方について協議を進める。 2) 評価制度の充実 ① 教育・研究・地域貢献・大学運営等に関する業績を適正に評価するための教員評価制度を、評価項目や評価方法を具体化しつつ導入する。 ② 法人事務職員の人事評価についても適正に実施し、評価結果の具体的な活用方法を策定する。 3) 教職員の能力向上 FDSD委員会が中心となり、教職協働に向けて、大学教職員として教育研究活動やその支援活動、大学運営を効果的に行うために必要な知識、技能を修得・向上させるために、スタッフ・ディベロップメント(SD)を推進する。 ※人事制度に関する措置については、教員の校務分掌における各委員会が、その役割と責任を果たすために機能的に運営がなされているかを検証し、必要な改善策を令和5年度から適宜実施する。	(3) 人事制度に関する目標を達成するための措置 1) 教員の能力や業績を的確に把握しうる公正で納得性の高い人事評価システムの整備について検討を進める。 2) 事務職員の人事管理に当たっては、各職員の能力・適性等を勘案しつつ定期的に人事異動を行い、職員のスキルアップを図るとともに人事交流を適切に行う。 3) 公立大学法人化後の教職員人事に関する諸規定を適切に見直し、また、社会における働き方の変化に対応した柔軟で多様な人事制度の構築を進める。
7 財務内容の改善に関する目標	(1)自己収入の確保に関する目標 科学研究費助成事業等の競争的外部資金の獲得、受託研究資金の受入れ、寄附金収入の確保等に努め、財政基盤の安定化を図る。	<b>第9 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</b> (1) 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置 1) 外部資金の獲得 ① 競争的資金や地域の企業・団体等からの共同研究費・受託研究費等の獲得に向けて、外部資金の情報収集と教員による申請及び受入等の支援体制を充実させ、教育研究資金の一層の獲得に努める。 ② 教育研究活動への支援を広く地域の企業等へ働きかけ、寄附金の獲得に努める。	<b>第9 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</b> (1) 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置 1) 外部資金については、関連情報を幅広く収集し、適時に提供できる体制を整備するとともに、本学の研究内容や研究成果等に係る情報を広く社会に発信することにより、外部資金の一層の獲得に努める。 2) 本学教員の外部資金への応募状況と採択及び獲得額の状況について、毎年度、学部等別に整理し公表する。
	(2)経費節減に関する目標 教育水準の維持向上に配慮しながら適切に予算配分するとともに、効率的で合理的な予算執行により経費の節減に努める。	(2) 経費節減に関する目標を達成するための措置 1) 事務組織改革を実施し、組織として事務処理の簡素化・合理化に取り組む。 2) 事務組織改革において、外部委託の活用を検討する。 3) 事務機能の情報(デジタル)化を推進し、業務の効率化を図る。 ※財務内容の改善に関する措置については、各年度の収支状況に応じて、次年度に必要な対策を強化する。	(2) 経費節減に関する目標を達成するための措置 1) 法人の健全な経営を確保するために、全職員がコスト意識を持ち、業務の改善・見直しに取り組む。 2) 物品・備品の購入方法や契約方法の見直しを進めるなど、経費の効率的な執行に取り組む。 3) 光熱水費については、教育研究の充実に伴い増加が予想されるが、その使用実態等の把握に基づいた情報を公表するとともに、省エネルギーに関する啓発活動を行うことにより、その抑制に努める。

	中期目標	中期計画素案(令和4年度第3回会議時点)	中期計画(法人提出)
8 自己点検、評価及び情報公開に関する目標	(1)自己点検、評価に関する目標 第三者機関による認証評価や旭川市立大学法人評価委員会による評価の結果を活用するとともに、自己点検及び評価を定期的実施し、これらの結果を公表することにより、教育研究活動及び業務運営の質の向上に努める。	<b>第10 自己点検・評価及び情報公開に関する目標を達成するための措置</b> (1) 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置 <学部・短期学部・大学院共通> 1) 学生による授業評価を実施する。授業評価の結果はウェブサイト(HP)上に『授業評価集計報告書』として公表する。また、授業評価の集計結果と学生の要望に対し、大学の取組を『授業改善計画』としてウェブサイト(HP)上に公開する。 2) 学生生活満足度調査を実施する。また、調査結果はウェブサイト(HP)上に『学生生活満足度調査結果概要』として公表する。 3) FDSD委員会が中心となり、全学的にFDSD研修会を実施する。 4) 学生の成績評価(GPA)の分布状況や学習時間に関する調査結果をウェブサイト(HP)上で公開する。 5) PDCAサイクルに基づく全学的な内部質保証システムを確立し、定期的に自己点検・評価を行う。 6) 旭川市立大学法人評価委員会の評価結果を活用し、必要な取組と改善を行う。 <学部・大学院> 第三者機関(財団法人日本高等教育評価機構)による認証評価を令和5年度に受審し、認証評価結果を活用し必要な取組と改善を行う。 <短期学部> 第三者機関による認証評価を令和9年度に受審する。認証評価の結果を活用し必要な取組と改善を行う。 ※自己点検・評価に関する措置については、令和5年度の第三者機関による認証評価並びに旭川市立大学法人評価委員会による評価結果を活用し、必要な計画を令和6年度以降に反映させる。	<b>第10 自己点検・評価及び情報公開に関する目標を達成するための措置</b> (1) 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置 1) 自己点検・評価結果並びに旭川市立大学法人評価委員会や認証評価機関の評価結果を踏まえ、PDCAサイクルに基づく内部質保証システムの構築を目指す。 2) 社会に対する説明責任を果たすため、学生による授業評価、大学の授業改善計画及び学生の成績評価(GPA)をホームページ等により公開する。 3) 大学・大学院について、第三者機関による認証評価を令和5年度に受審する。 4) 短期学部について、認証評価機関による認証評価を令和10年度に受審する。
	(2)情報公開に関する目標 中期計画や財務諸表など法令上公表が義務付けられている事項のほか、教育研究活動や地域貢献活動なども積極的に公表する。また、進学を検討している学生が必要とする情報を速やかに公開することで、より多くの学生に選ばれる大学を目指す。	(2) 情報公開に関する目標を達成するための措置 <大学・短大共通> 1) 高大連携プログラムを充実させ、教育内容等の情報公開に努める。 2) 社会人特別選抜制度の周知徹底を図る。 3) オープンキャンパス、保護者のための進学説明会等を開催し、入学者選抜や教育内容についての情報公開に努める。 4) 高校訪問、進学説明会等を開催し、入学者選抜内容についての情報公開に努める。 5) 入学者選抜に関する情報を適正な時期にウェブサイト(HP)上にて公表する。 6) ホームページの充実を図り、広く一般市民への情報公開に努める。 7) 中期計画、年度計画、財務諸表等、法令に基づく公表はもとより、教育研究活動や地域連携活動等に加えて、学内で収集・分析したデータ等を含め、本学の多面的な活動全般をウェブサイト(HP)上に掲載し、広く市民に公表する。 <大学院> 研究生募集のための大学院説明会を開催し、入学者選抜や研究内容についての情報公開に努める。 ※情報公開に関する措置については、各年度の情報公開状況を検証し、必要な改善を次年度に向けて適切に行う。	(2) 情報公開に関する目標を達成するための措置 1) 高等学校及び入学希望者へ入試情報等を速やかに公開するための環境整備を行う。 2) 本学の教育研究活動や地域貢献活動に関する様々な情報を、広報資料やホームページを活用し、より分かりやすく公開・提供する。 3) 中期目標・中期計画・年度計画・財務内容等組織運営面に関する情報を、ホームページを用いて公表する。
9 その他業務運営に関する目標	(1)法令遵守及び人権の尊重に関する目標 法令、学内規則等の遵守を徹底するとともに、ハラスメントなどの人権侵害の防止に向けた取組を推進する。	<b>第11 その他業務運営に関する目標を達成するための措置</b> (1) 法令遵守及び人権の尊重に関する目標を達成するための措置 1) 人権侵害、個人情報をはじめとする情報の漏洩、研究不正や研究費に関する不正行為等の発生は本学に深刻な影響を与える。本学は構成員すべてに対し、法令、学内ルール、社会規範等の遵守徹底を目的とした具体的事例を含む研修を実施する。 2) 人権擁護委員会、研究倫理委員会、研究活動不正対策委員会がそれぞれの役割と責任を果たすことで、法令遵守と人権侵害防止の徹底を図る。 ※法令遵守及び人権の尊重に関する措置については、関係委員会と担当部局がその徹底に向けた取組を令和5年度中に計画立案し、令和6年度以降実行することとする。	<b>第11 その他業務運営に関する目標を達成するための措置</b> (1) 法令遵守及び人権の尊重に関する目標を達成するための措置 1) 人権侵害、個人情報をはじめとする情報の漏洩、研究不正や研究費に関する不正行為等の発生は本学に深刻な影響を与えることを再確認し、本学の構成員すべてに対し、法令、学内ルール、社会規範等の遵守徹底を目的とした具体的事例を含む研修を実施する。 2) 研究公正推進委員会と人権擁護委員会がそれぞれの役割と責任を果たすことで、法令遵守と人権侵害防止の徹底を図る。
	(2)危機管理に関する目標 防犯、防災、情報セキュリティ等のための危機管理体制を整備し、安全な教育研究環境の確保に努める。	(2) 危機管理に関する目標を達成するための措置 1) 防災訓練を毎年計画し実行する。 2) 情報教育センターが中心となって、情報セキュリティの管理強化の徹底を図る。 3) 研究倫理委員会並びに研究活動不正対策委員会が中心となって、研究インテグリティの管理徹底を行う。 4) 危機管理委員会を定期的に開催し、新型コロナウイルスへの感染対策を継続して実施する。 ※危機管理に関する措置については、毎年実施状況を検証し、必要な取組を次年度に向けて適切に実施する。	(2) 危機管理に関する目標を達成するための措置 1) 防災訓練計画を作成し、防災訓練を実施する。 2) 情報教育センターが中心となって、情報セキュリティの管理強化の徹底を図る。 3) 研究公正推進委員会が中心となって、研究インテグリティの管理徹底を行う。 4) 危機管理委員会を定期的に開催し、新型コロナウイルスへの感染対策を継続して実施する。
	(3)施設・設備の適切な維持管理に関する目標 良好な教育研究環境を保つため、施設・設備の計画的な維持管理を行うとともに、必要な設備や機器の更新等の整備を行い、教育研究環境の充実に努める。また、教育研究及び管理に支障のない範囲において、施設・設備の地域での活用を図る。	(3) 施設・設備の適切な維持管理に関する目標を達成するための措置 施設修繕計画を作成し、優先して行う修繕工事を定め、財務状況を踏まえて計画的に対応する。 ※施設・設備の適切な維持管理については、必要な防水工事を優先度の高い大学校舎屋上など各年度で計画的に実施する。また、キャンパス内環境整備については、中期計画期間内の実施を目指す。	(3) 施設・設備の適切な維持管理に関する目標を達成するための措置 1) 施設修繕計画を作成し、優先して行う修繕工事を定め、財務状況を踏まえて計画的に対応する。 2) 外部(地域)からの施設・設備利用希望に対し、可能な範囲で対応する。
	(4)教育環境の整備に関する目標 学内のICT環境の整備・充実を図ることにより、学生の学習環境の情報化を推進し、学習データを活用したきめ細かな支援・指導に努める。	(4) 教育環境の整備に関する目標を達成するための措置 オンライン授業やウェブ会議への対応を前提に、インターネット環境の整備・拡充を継続して行うとともに、Edtech(エドテック/教育におけるAI、ビッグデータ等の様々な新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組)を意識した環境整備を行う。	(4) 教育環境の整備に関する目標を達成するための措置 オンライン授業やウェブ会議への対応を前提に、インターネット環境の整備・拡充を継続して行うとともに、Edtech(エドテック/教育におけるAI、ビッグデータ等の様々な新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組)を意識した環境整備を行う。